## Ⅲ　被災者雇用開発助成金

東日本大震災の被災地域における被災離職者等を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、１年以上雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して助成するもので、被災離職者等の再就職を支援することを目的としています。

### 対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が、次の１の対象労働者を２の条件により雇い入れた場合に受給することができます。

１　対象労働者

本助成金における「対象労働者」は、東日本大震災発生時に原発事故に伴う警戒区域等（計画的避難区域・緊急避難準備区域等を含む）に居住していた者（※１）であって、次の（１）または（２）に該当する求職者です。

（１）被災離職者

次の①と②に該当する者

①　震災発生時に災害救助法が適用された市町村区域（東京都を除く）（以下「被災地域」という）において就業していた者

②　震災により離職を余儀なくされ、その後安定した職業についたことのない者（※２）

（２）被災地求職者

次の①と②に該当する者

①　震災後、安定した職業についたことがない者（※２）

②　次のアとイに該当しない者

ア　新規学卒者（職業安定法施行規則第３５条第２項に規定する新規学卒者をいう）であって、卒業した年または卒業する予定の年の３月３１日までにハローワークまたは民間の職業紹介事業者等（※３）の紹介により雇い入れられた者

イ　学校教育法第１３４条に規定する各種学校または学校教育法以外の法律で規定された学校において、専修学校に類する教育の課程を卒業した者または卒業予定の者であって、卒業した年または卒業する予定の年の３月３１日までにハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れられた者

※１　震災により警戒区域等外に住所または居所を変更している方を含み、震災の発生後に警戒区域等に居住することとなった方を除きます。

※２　「安定した職業についたことがない」とは、具体的には「週所定労働時間２０時間以上の労働者として６か月以上雇用されたことのない」ことをいいます。

※３　具体的には次の機関が該当します。

①　公共職業安定所（ハローワーク）

②　地方運輸局（船員として雇い入れる場合）

③　適正な運用を期すことのできる有料･無料職業紹介事業者

厚生労働大臣の許可を受けた有料･無料職業紹介事業者、届出を行った無料職業紹介事業者、または無料船員職業紹介事業者（船員として雇い入れる場合）のうち、本助成金に係る取扱いを行うに当たって、厚生労働省職業安定局長の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を労働局長に提出し、雇用関係給付金に係る取扱いを行う旨を示す標識の交付を受け、これを事業所内に掲げる職業紹介事業者

２　雇入れの条件

「１　対象労働者」を次の（１）と（２）の条件によって雇い入れること

（１）対象労働者をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること

（２）平成２３年５月２日以降、雇用保険一般被保険者として雇い入れ、１年以上継続して雇用することが見込まれること

注意　１　次の（１）～（７）のいずれかに該当する場合は支給対象となりません。

（１）対象労働者と当該対象労働者を雇い入れる事業主（以下「雇入れ事業主」という）との間で、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等による紹介を受ける前から雇用の内定（予約）があった場合

（２）対象労働者が、その雇入れ日の前日から過去３年間に、雇入れ事業主との関係において、次のいずれかに該当する場合

①　雇入れ事業主と雇用、請負、委任の関係にあった場合、または、出向、派遣、請負、委任の関係により当該雇入れ事業主において就労したことがある場合

②　通算して３か月を超えて訓練・実習等を受講したことがある場合

（３）対象労働者が、その雇入れ日の前日から過去３年間に、雇入れ事業主の事業所で職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けたことがある場合

（４）対象労働者の雇入れ日の前日から過去１年間に、対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任の関係により対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主、対象労働者が通算して３か月を超えて受講等したことがある訓練・実習等を行っていた事業主と、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主が当該対象労働者を雇い入れる場合

（５）対象労働者が､雇入れ事業主の事業所の代表者または取締役の３親等以内の親族（配偶者、３親等以内の血族及び姻族）である場合

（６）対象労働者が、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等による紹介の時点における条件とは異なる条件で雇い入れられた場合で、当該対象労働者に対し労働条件に関する不利益または違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合

（７）支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金が、支払期日までに支払われていない場合

２　対象労働者の雇入れ日から最後の支給対象期（下記「支給額」の１参照）の末日までの間に、当該対象労働者を事業主都合により離職（解雇、勧奨退職、事業縮小や賃金大幅低下、事業所移転等による正当理由自己都合離職等を含む）させた場合は、当該離職日以後の支給申請分については不支給となります。

## 対象となる事業主

本助成金を受給する事業主は、「各雇用関係助成金に共通の要件等」（本パンフレット７～８ページ）のＡの要件に該当するとともに、Ｂの要件に該当していないことが必要です。

そのうち特に次の点に留意してください。

１　上記「対象となる措置」の各要件を満たして雇い入れた対象労働者の出勤状況および支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備・保管し、管轄の労働局等から提出を求

められた場合にそれに応じること

注意　次のいずれかに該当する事業主は支給対象となりません。なお、３～６の要件（離職割合要件）の算出方法具体例等については、本パンフレット５０～５１ページ（参考）をご参照ください。

１　対象労働者の雇入れの日の前日から起算して６か月前の日から１年間を経過する日までの間（以下「基準期間」という）に、雇入れ事業主が、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く。以下同様）を事業主都合によって解雇（勧奨退職等を含む）したことがある場合

２　基準期間に、雇入れ事業主が、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者となる離職理由（※４）により、当該雇入れ日における雇用保険被保険者数の６％を超えて、かつ４人以上離職させていた場合

※４　雇用保険の離職票上の離職区分コードの１Ａ（解雇等）または３Ａ（勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職等）に該当する離職理由をいいます。

３　対象労働者の雇入れ日よりも前に特定就職困難者雇用開発助成金の支給決定の対象となった者のうち、雇入れ日から起算して１年を経過する日（以下「確認日Ａ」という）が基準期間内にある者が５人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Ａの時点で離職（※５）している割合が５０％を超えている場合

※５　「離職」には、雇用保険被保険者資格の喪失原因が「１」である者（対象労働者の死亡など）は含まず、原則、理由を問わず、すべての離職を含みます。ただし、以下に該当する者は除きます（以下４～６において同じ）。

・　雇用保険被保険者資格の喪失原因が「２」（対象労働者の死亡、事業主都合による離職等以外の者）である者のうち、天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能となったことによる解雇などの離職理由により離職した者

・　同一事業所に継続して２年以上（助成対象期間が３年以上の者にあっては３年以上）雇用され、かつ、６５歳以上の年齢で離職した者（特定就職困難者雇用開発助成金のみ）

・　就労継続支援Ａ型事業所のサービス利用者として雇用されていた者であって、離職理由がＡ型事業所の支援を受けたことによる一般就労への移行である者

４　対象労働者の雇入れ日よりも前に特定就職困難者雇用開発助成金の支給決定の対象となった者のうち、助成対象期間（※６）の末日の翌日から起算して１年を経過する日（以下「確認日Ｂ」という）が基準期間内にある者が５人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Ｂ（※７）の時点で離職している割合が５０％を超えている場合

※６　助成対象期間の途中で離職した場合も、雇入れ時に定められた助成対象期間とします。

※７　助成対象期間が３年の者の場合は、確認日Ｂを「助成対象期間の末日の翌日」とします。

５　対象労働者の雇入れ日よりも前に高年齢者雇用開発特別奨励金の支給決定の対象となった者のうち、確認日Ａが基準期間内にある者が５人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Ａの時点で離職している割合が５０％を超えている場合

６　対象労働者の雇入れ日よりも前に被災者雇用開発助成金の支給決定の対象となった者のうち、確認日Ａが基準期間内にある者が５人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Ａの時点で離職している割合が５０％を超えている場合

７　高年齢者雇用確保措置を講じていなかったために高年齢者雇用安定法第１０条第２項に基づく勧告を受け、支給申請日までにその是正がなされていない場合

## 支給額

１　助成対象期間と支給対象期

（１）本助成金は、対象労働者の雇入れの日から起算して１年間（以下「助成対象期間」という）を対象として助成されます。

（２）本助成金は、助成対象期間を６か月単位で区分した「支給対象期」（第１期～第２期）ごとに、最大２回にわたって支給されます。

２　支給額

（１）本助成金は、支給対象者の類型と企業規模に応じて１人あたり下表の額が支給されます。

| 対象労働者 | 支給額 | 助成対象期間 | 支給対象期ごとの支給額 |
|---|---|---|---|
| 短時間労働者以外の者 | **６０万円**<br>**（５０）万円** | １年<br>（１年） | ３０（２５）万円　×　２期 |
| 短時間労働者（※８） | **４０万円**<br>**（３０）万円** | １年<br>（１年） | ２０（１５万円）　×　２期 |

注　（　）内は中小企業以外に対する支給額および助成対象期間です。（中小企業の範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」のＣを参照。）

※８　「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が、２０時間以上３０時間未満である者をいいます。

（２）ただし、支給対象期ごとの支給額は、支給対象期において対象労働者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とします。

（３）さらに、本助成金の対象者を１０人以上雇い入れ、１年以上継続して雇用した場合、１事業主につき１回、助成金の上乗せとして次の支給額が助成されます。

【上乗せ分助成の支給額】６０万円（中小企業以外５０万円）

（４）雇入れ事業主が、対象労働者について最低賃金法第７条の最低賃金の減額の特例の許可を受けている場合は、支給対象期において対象労働者が行った労働に対して支払った賃金に次の助成率を乗じた額（表の支給対象期ごとの支給額を上限とする）となります。

【助成率】１／３（中小企業以外１／４）

（５）対象労働者が支給対象期の途中で離職した場合や所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されます。また、対象労働者が支給対象期（第１期）の初日から１か月以内に離職した場合には本助成金は支給されません。

## 受給手続

本助成金を受給しようとする雇入れ事業主は、支給対象期ごとに、それぞれの支給対象期の末日の翌日から起算して２か月以内（以下「支給申請期間」という）に、支給申請書に必要な書類を添えて（※９）、管轄の労働局（※１０）へ支給申請してください。

支給申請期間の末日が申請期限となりますので、この日を過ぎると、原則として当該申請期限に係る支給対象期については支給を受けることができませんので注意してください。

※９　申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

※１０　申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。

## 利用にあたっての注意点

１　本助成金の支給申請から支給決定までの間および支給終了後において、総勘定元帳等の帳簿の提示を求めることがあります。

２　支給額、要件等は平成２７年１０月１日以降の雇入れ（一部支給申請）から適用されるものです。それ以前の支給額、要件等については最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。

３　そのほか本助成金の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のＤ～Ｆにご留意ください。

４　本助成金の要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。

（参考）特定求職者雇用開発助成金における離職割合要件について

過去に特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金・高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金）を受給した事業所で、本助成金の対象となった労働者の離職割合が高い場合（以下の要件①または②のいずれかに該当する場合）、新たな対象労働者の雇入れについて、この助成金を受けることはできません。

**＜要件①＞　雇入れ１年後の離職割合が 50%を超えていること**

過去に本助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間（※１）内に雇入れ日から起算して１年を経過する日（＝確認日Ａ）がある人が５人以上いる場合で、その確認日Ａ時点での離職割合（※２）が 50%を超えていること

※１ 新たな対象労働者の雇入れ日の前後６か月間

※２ 離職割合（%）＝（確認日Ａが基準期間内にある人のうち確認日Ａ時点で離職している人）÷（確認日Ａが基準期間内にある人）

**◆算出方法具体例（対象労働者を平成 27 年 10 月１日に雇い入れた場合）**

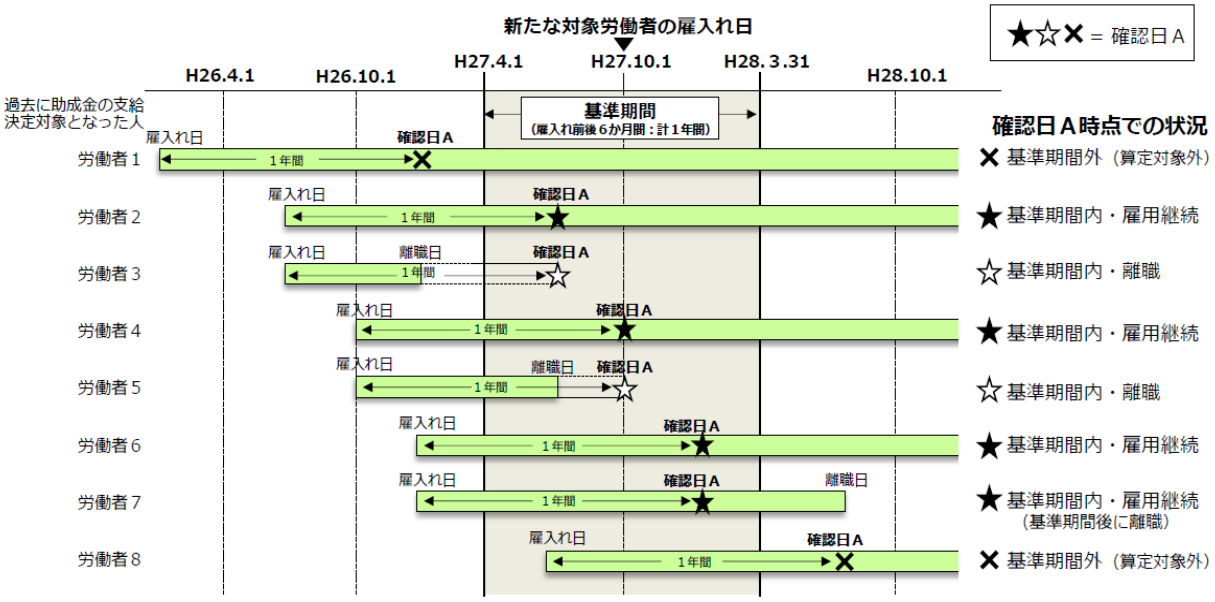


＜離職割合の算出方法＞

① 確認日Ａが基準期間内（H27.4.1 から H28.3.31）にある人（分母）　：６名（労働者２～労働者７）

② 確認日Ａが基準期間内にある人のうち確認日Ａ時点で離職している人（分子）　：２名（労働者３、労働者５）

※労働者１と労働者８は確認日Ａが基準期間内にないため算定対象外

⇒ **離職割合（%）：②２名 ÷ ①６名 ＝ 33.3%**

※　要件①は、特定就職困難者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、被災者雇用開発助成金において適用され、それぞれの助成金ごとに離職割合を算出し、要件に該当するか否かを判断します。

**＜要件②＞　助成対象期間終了１年後の離職割合が 50%を超えていること**

過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間（※１）内に助成対象期間（※２）の末日の翌日から起算して１年を経過する日（＝確認日Ｂ）（※３）がある人が５人以上いる場合で、その確認日Ｂ時点での離職割合（※４）が 50%を超えている場合

※１ 新たな対象労働者の雇入れ日の前後６か月間
※２ 助成対象期間の途中で離職した場合も、雇入れ時に定められた助成対象期間とする
※３ 助成対象期間が３年の者の場合は、確認日Ｂを「助成対象期間の末日の翌日」とする
※４ 離職割合（%）＝（確認日Ｂが基準期間内にある人のうち確認日Ｂ時点で離職している人）÷（確認日Ｂが基準期間内にある人）

**◆算出方法具体例（対象労働者を平成 27 年 10 月１日に雇い入れた場合）**

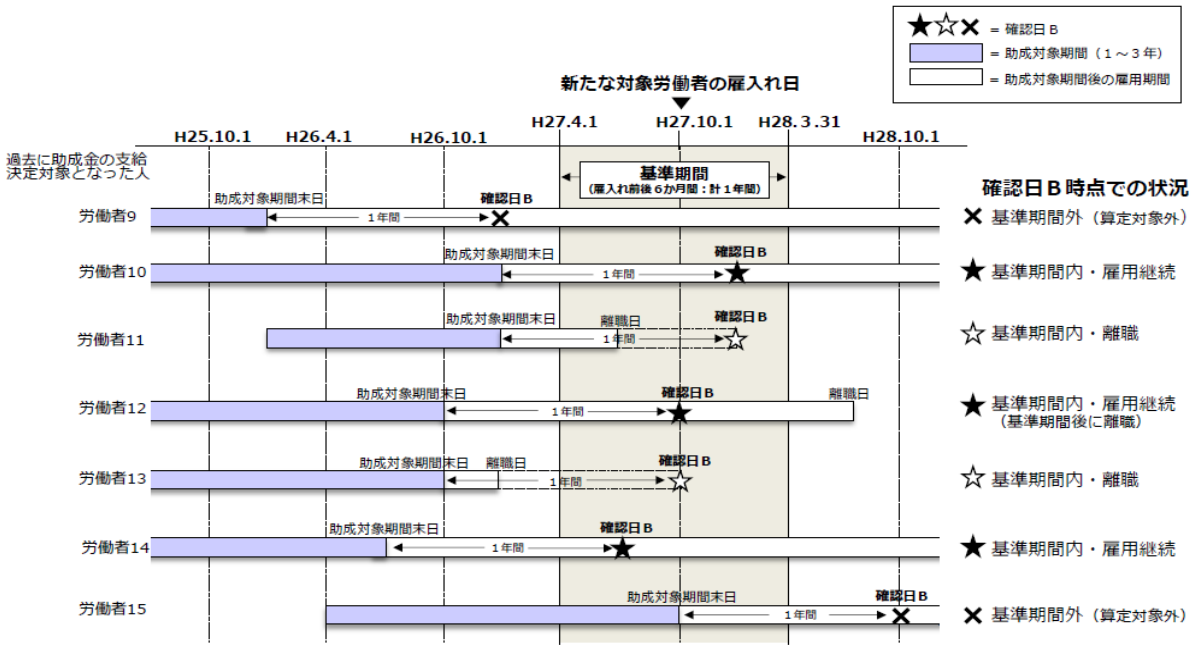


＜離職割合の算出方法＞

① 確認日Ｂが基準期間内（H27.4.1 から H28.3.31）にある人（分母）　：５名（労働者 10～労働者 14）

② 確認日Ｂが基準期間内にある人のうち確認日Ｂ時点で離職している人（分子）　：２名（労働者 11、労働者 13）

※労働者９と労働者 15 は確認日Ｂが基準期間内にないため算定対象外

⇒ **離職割合（%）：②２名 ÷ ①５名 ＝ 40.0%**

※　要件②は、特定就職困難者雇用開発助成金のみに適用され、要件に該当するか否かを判断します。